

熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会運営要綱

制定 令和8年4月14日 市長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本市附属機関設置条例（平成19年条例第2号）第3条の規定に基づき、熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）（以下「条例」という。）の制定に向け、必要な検討を行うために設置する熊本市こどもの性被害防止条例（仮称）検討委員会（以下「委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。
（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- （1） 条例内容の検討に関すること
- （2） 前号に掲げるもののほか、条例の制定及び周知等に必要な事項の検討に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 弁護士
- （3） 警察関係者
- （4） 性暴力被害者支援に取り組む民間団体から推薦を受けた者
- （5） 児童福祉施設関係者団体の推薦を受けた者
- （6） 学校教育関係者団体の推薦を受けた者
- （7） 社会教育関係団体の推薦を受けた者
- （8） 民間教育事業者団体の推薦を受けた者
- （9） 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

（会長及び副会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員会に副会長を置き、委員のうちから会長がこれを指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けるときは、その職務を代理する。

（任期）

第5条 委員の任期は、委嘱の日から条例の公布の日までとする。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 前項の規定にかかわらず、会長は、災害その他の事情により会議を招集することが困難であると認めるときは、会議の招集をせず、議事に関し書面その他の方法により審議をすることができる。

（関係者の出席）

第7条 会長は、委員会において必要と認めるときは、所掌事務に関係ある者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第8条 会議は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず会議を行うことができる。

- （1） 審議において熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について審議する場合
- （2） 公にすることが適当でないと認められる事項に該当するとして委員の発議により出席委員の3分の2以

上の多数で公開が不相当と議決された場合

3 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、こども局こども育成部こども政策課において行う。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月14日から施行し、条例の公布日をもって廃止する。